

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市規則第49号

瀬戸市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市下水道条例施行規則（昭和45年瀬戸市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第5号様式中「専属」を「選任」に改める。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第5条の3関係）

責任技術者名簿

申請者（氏名又は名称）

年 月 日現在

フリガナ 責任技術者の氏名	住所	登録番号	兼務状況
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>
	〒		<input type="checkbox"/>

- 注 1 責任技術者は、営業所ごとに1名以上選任している必要があります。
- 2 選任する責任技術者が、愛知県内の営業所について兼任している場合は、「兼務状況」の□の中にレ印をつけてください。
- 責任技術者の兼任は、同一事業者内かつ県内の営業所での兼任に限ります。別事業者との兼任、あるいは同一事業者内であっても愛知県外の営業所との兼任は認められません。

第10号様式中

「

代 表 者 氏 名	
-----------	--

」

を

「

代 表 者 氏 名	
指 定 の 有 効 期 間	

」

に改める。

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市下水道条例施行規則の規定に基づき提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の瀬戸市下水道条例施行規則に基づく申請書その他の書類とみなす。